

4 計画の位置づけと期間

本プランは、以下の位置づけの計画です。

- 男女共同参画社会基本法(平成11(1999)年6月制定)第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画にあたります。
- 第7期大田区男女共同参画推進プランを継承します。
- 「大田区配偶者暴力の防止及び被害者保護等のための計画」、「大田区女性の職業生活における活躍推進計画」を包含します。
- 区に関連計画との整合性を図ります。
- 国の「第5次男女共同参画基本計画」との整合性を図ります。
- 「東京都女性活躍推進計画」「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画で構成する「東京都男女平等参画推進総合計画」との整合性を図ります。

本プランの期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。

